

平成29年9月4日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

） 殿

厚生労働省保険局医療課長
（ 公 印 省 略 ）

「柔道整復師の施術に係る療養費に関する審査委員会の設置
及び指導監査について（通知）」の一部改正について

標記については、「柔道整復師の施術に係る療養費に関する審査委員会の設置及び指導監査について（通知）」（平成11年10月20日付け保険発第139号）により取り扱っているところであるが、その一部を下記のとおり改正し、本年10月1日から適用することとしたので、貴管下の関係者に周知を図るとともに、円滑に取り扱われるよう御配慮願いたい。

記

別紙関係

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

○「柔道整復師の施術に係る療養費に関する審査委員会の設置及び指導監査について(通知)」 新旧対照表

改正後	改正前
<p>別紙</p> <p>柔道整復療養費審査委員会の審査要領</p> <p>健康保険法、船員保険法、国民健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律に基づく柔道整復師の施術に係る療養費の支給申請書を適正かつ効率的に審査するため、毎月の審査において、以下の事項の中から任意に選択した事項を、重点的に審査するものとする。</p> <p>特に7, 8, <u>9及び11</u>については、施術所ごと又は請求団体ごとに3部位以上の施術、3ヶ月を超える施術、<u>月10回以上の施術、同一施術所における同一患者の負傷と治癒等を繰り返す施術、いわゆる「部位転がし」等の傾向があるものを分析するなど、重点的に審査するものとする。</u></p> <p>また、審査の事務補助の段階で指摘された事項は、必ず重点的に審査するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 負傷名及び算定部位に関すること。 2 初検料及び時間外加算等の算定に関すること。 3 往療料の算定に関すること。 4 再検料の算定に関すること。 5 近接部位の算定に関すること。 6 温罨法、冷罨法及び電療料の加算の算定に関すること。 7 多部位施術の算定に関すること。 8 長期施術の算定に関すること。 9 頻回施術に関すること。 10 施術情報提供料の算定に関すること。 <u>11 同一施術所における同一患者の負傷と治癒等を繰り返す施術、いわゆる「部位転がし」に関すること。</u> 	<p>別紙</p> <p>柔道整復療養費審査委員会の審査要領</p> <p>健康保険法、船員保険法、国民健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律に基づく柔道整復師の施術に係る療養費の支給申請書を適正かつ効率的に審査するため、毎月の審査において、以下の事項の中から任意に選択した事項を、重点的に審査するものとする。</p> <p>特に7, 8 <u>及び9</u>については、施術所ごと又は請求団体ごとに3部位以上の施術、3ヶ月を超える施術や<u>月10回以上の施術等の傾向があるものを分析するなど、重点的に審査するものとする。</u></p> <p>また、審査の事務補助の段階で指摘された事項は、必ず重点的に審査するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 負傷名及び算定部位に関すること。 2 初検料及び時間外加算等の算定に関すること。 3 往療料の算定に関すること。 4 再検料の算定に関すること。 5 近接部位の算定に関すること。 6 温罨法、冷罨法及び電療料の加算の算定に関すること。 7 多部位施術の算定に関すること。 8 長期施術の算定に関すること。 9 頻回施術に関すること。 10 施術情報提供料の算定に関すること。

なお、審査は、以下の審査を組み合わせで行うこととする。

(1) 形式審査：記載内容に関する事項（支給申請書の記載誤り等）

(2) 内容審査：施術内容に関する事項（支給対象者の具体的な負傷名、近接部位の考え方等）

(3) 傾向審査・縦覧点検：同一施術所における施術傾向（多部位・長期・頻回施術の傾向、いわゆる「部位転がし」の傾向、同一施術所における同一患者の通算受療期間の傾向等）